



®

令和元年 (2019年) 11月 15日 (金)

No. 15053 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第16回 北京市高級人民法院
による「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」(上) (1)

中国知財の最新動向 第16回

北京市高級人民法院による「商標の権利 付与・権利確定の行政事件審理指南」(上)

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I. はじめに

2019年4月23日に「商標法」の第四次改正が公布され(2019年11月1日施行)、悪意のある商標出願行為に対する規制の強化、及び侵害行為者の責任の厳格化等が図られた²。

その翌日である2019年4月24日、北京市高級人民

法院³は、「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」(以下「本指南」という)を公布した。本指南の目標としては、商標の権利付与・権利確定の行政訴訟の審理の質の向上、企業の誠実な経営の促進、及びビジネス環境に関する司法保護の強化が挙げられている。同法院の民事第三庭庭長助理の潘偉氏は、

UnitedGIPs

GIP
Shinju GLOBAL IP

新樹グローバル・アイピー特許業務法人

大阪市北区南森町1丁目4番19号サウスホレストビル11階 〒530-0054
Tel 06-6316-5533 Fax 06-6316-5544
<http://www.giplaw-osaka.co.jp> mailosaka@giplaw-osaka.co.jp

代表弁理士 村井 康司
代表弁理士 加藤 秀忠
代表弁理士 山下 託嗣
弁理士 元山 雅史
弁理士 堀川 かおり
弁理士 渡辺 尚
弁理士 小野 健太郎
シニアカウンセラー
弁理士 小野 由己男[※]

弁理士 合路 裕介[※]
弁理士 松山 習
弁理士 吉田 新吾
弁理士 三崎 正輝[※]
弁理士 古賀 稔久
弁理士 夫 世進
弁理士 原田 泉
弁理士 大西 一郎
弁理士 香山 良樹
中国弁理士 吳 芳
韓国弁理士・日本弁理士 朴 沼泳

弁理士 石川 貴之
弁理士 西尾 剛輝
弁理士 宮垣 丈晴
弁理士 魯 佳瑛
弁理士 黒川 惇
弁理士 上田 雅子
弁理士 川分 康博
弁理士 小林 亜子
中国弁理士 鄭 徳虎

※米国パテント・エージェント試験合格者(未登録)

カスタマー・サービスマネージャー フィリップ・シェンハオ・トン[※]

本指南の公布により、商標の権利付与・権利確定に関する行政訴訟における北京市高級人民法院の判断基準の統一を大いに促進し、商標の権利付与・権利確定の審査効率を改善し、訴訟結果の予測可能性を高め、そして社会的資源を節約することができると述べている⁴。

全162条からなる本指南は、大きく、「手続関連問題」と「実体関連問題」の二つの部分に分けられている。一部の内容は北京市高級人民法院知的財産権廷と商標評審委員会の共同認識をまとめた成果であり、大部分の内容は現行の法律、司法解釈、法院の判決等に基づき、北京市高級人民法院における具体的な司法実務と合わせて審理ルールを整理したものである。

北京市高級人民法院は、「商標法」に関する行政訴訟の上訴審を管轄する重要な法院であることから、本指南の主な内容は、日本企業の知財担当者や知財実務家が知っておくべき基本的知識であるといえる。そこで、本連載においては今回と次回の2回にわたり、本指南の主な内容を解説することとしたい。

II. 手続関連問題

A. 主体資格の確定

1 異議申立て及び無効宣告請求の主体としての「先行権利者」及び「利害関係人」の範囲・認定時期

商標法33条は、「先行権利者」(中国語原文では「在先権利人」)及び「利害関係人」は、異議申立てをすることができる旨を規定している。また、商標法45条1項は、「先行権利者」及び「利害関係人」は、無効宣告請求をすることができる旨を規定している。しかし、従来、「先行権利者」及び「利害関係人」の範囲等は、明確ではなかった。

そこで、本指南は、「商標権者及びその他の法的保護を受けるべき合法的な先行権利所有者」は「先行権利者」にあたることを規定した (1.1)。

また、本指南は、「先行権利の被許諾使用者、先行権利の合法的継承者、又は先行権利者の支配株主」及び「モデル、俳優等の人身権について作成された特別授權書類が提出された場合の代理人」は「利害関係人」にあたることを規定するとともに、「係争商標の登録出願のみにより影響を受け、先行権利と直接的利害関係を持たない主体」は「利害関係人」にあたらないこ

ととした (1.2)。

さらに、利害関係人の認定時期については、原則として、「商標異議申立時」又は「無効宣告請求時」とした。提訴後に新たに「利害関係人」に該当するようになった者は、請求により、当該行政訴訟に参加することができる可能性がある (1.3)。引用商標が譲渡された場合の譲受人も、請求により、当該訴訟に参加することができる可能性がある (1.4)。

2 係争商標の譲渡人と譲受人

商標評審手続中に、係争商標が譲渡されたケースにおいて、国家知的財産権局の商標評審部門が譲受人に評審手続に参加するよう通知しないまま、譲受人にとって不利な行政裁決が下されることがあり得る。この場合、譲受人が訴訟中に、元の行政裁決の理由及び結論が違法であることを、①証明できる場合は、当該行政裁決取消の主張は認められる可能性があるが、②証明できない場合は、当該行政裁決取消の主張は認められない (1.5)。

商標評審手続中に、係争商標の譲受人が後続の評審手続に参加した場合、原則として、譲渡人はもはや行政行為の相手方とはならない。譲渡人が評審手続中に行った行為は、譲受人に対し拘束力を有する (1.6)。

B. 審査範囲

1 審査範囲の不足と超過

本指南によると、当事者の権利に実際的影響を与える商標評審部門の審査不足は、法定手続違反と認定される可能性がある (2.1)。例えば、当事者が商標法13条(馳名商標)及び商標法30条(先願主義)に基づき申立を行ったにもかかわらず、商標評審部門が商標法30条(先願主義)についてだけ審査し、商標法13条(馳名商標)については審査せず、その結果、当事者の申立を支持しなかった場合、商標評審部門の審査不足となる (2.2)。

他方、本指南によると、商標評審部門の審査範囲を超えた審決に対しては、超えた部分が違法であるとの主張が認められる (2.3)。例えば、商標不登録再審査行政案件における裁決内容が、登録不承認の商品又は役務の範囲を超えている場合、商標評審部門の審査超過となる (2.6)。

2 「絶対理由」及び「相対理由」の同時適用